

令和4年

第3回大阪広域水道企業団議会
(11月定例会)

提出議案

(第1号議案～第6号議案)

(第1号報告～第4号報告)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団公告式条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第 3 号議案	令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件・・・・・・・・ 6
第 4 号議案	令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件・・・・ 7
第 5 号議案	令和 4 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件・・・・・・・・ 別冊
第 6 号議案	令和 4 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件・・・・ 別冊
第 1 号報告	令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件・・・・・・・・ 8
第 2 号報告	令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件・・・・ 9
第 3 号報告	令和 3 年度決算に基づく資金不足比率報告の件・・・・・・・・・・・・ 10
第 4 号報告	債権放棄報告の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第 1 号議案

大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 11 月 15 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成 29 年大阪広域水道企業団条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給水区域）</p> <p>第 3 条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成 23 年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 1 号イに定める表の第 1 欄に掲げる事業（藤井寺水道事業、泉南水道事業、四條畷水道事業、大阪狭山水道事業、阪南水道事業、豊能水道事業、忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、太子水道事業、河南水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。）ごとに第 2 欄に掲げる給水区域とする。</p> <p>（給水装置工事の施行）</p> <p>第 11 条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第 1 （第 26 条関係）</p>	<p>（給水区域）</p> <p>第 3 条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成 23 年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 1 号イに定める表の第 1 欄に掲げる事業（藤井寺水道事業、泉南水道事業、四條畷水道事業、大阪狭山水道事業、阪南水道事業、豊能水道事業、忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、太子水道事業、河南水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。<u>以下これらを「市町村域水道事業」という。</u>）ごとに第 2 欄に掲げる給水区域とする。</p> <p>（給水装置工事の施行）</p> <p>第 11 条 給水装置工事は、企業長又は企業長が<u>市町村域水道事業の各事業ごとに</u>法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第 1 （第 26 条関係）</p>

1～5 (略)

6 豊能水道事業

メーターの口径	基本料金	従量料金 (水量1立方メートルにつき)						
		1立 方メ ートル 以 上	6立 方メ ートル 以 上	11立 方メ ートル 以 上	21立 方メ ートル 以 上	31立 方メ ートル 以 上	41立 方メ ートル 以 上	71立 方メ ートル 以 上
13ミリメートル	1,255円							
20ミリメートル	1,830円							
25ミリメートル	3,180円							350円
30ミリメートル	4,650円							
40ミリメートル	8,440円	130円	160円	180円	250円	310円	340円	
50ミリメートル	13,610円							
75ミリメートル	32,210円							

7～13 (略)

別表第3 (第36条関係)

1～5 (略)

6 豊能水道事業

(1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

(2) 従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

(3) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

1～5 (略)

6 豊能水道事業

用途	メーターの口径	基本料金	従量料金 (水量1立方メートルにつき)						
			1立 方メ ートル 以 上	11立 方メ ートル 以 上	21立 方メ ートル 以 上	31立 方メ ートル 以 上	41立 方メ ートル 以 上	71立 方メ ートル 以 上	101 立方 メー ートル 以 上
一般 用	20ミリメートル以下	1,180円							
	25ミリメートル	1,840円							
	30ミリメートル	2,620円							
	40ミリメートル	4,720円							
	50ミリメートル	7,360円	144円	184円	234円	294円	364円	444円	
	75ミリメートル以上	16,520円							
公共 用	一般用の1.5倍の額								
臨時 用	一般用のとおり								824円

7～13 (略)

別表第3 (第36条関係)

1～5 (略)

6 豊能水道事業

(1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(2) 従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(3) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(4) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

(5) 従前の牧簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

(6) 従前の寺田特設水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)

(4) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(5) 従前の牧簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(6) 従前の寺田特設水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

7～13 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月分以前の月分として徴収する専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金（この条例の施行の日前から継続して給水をしている場合に限る。）は、この条例による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 2 号議案

大阪広域水道企業団公告式条例一部改正の件

大阪広域水道企業団公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 11 月 15 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団公告式条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団公告式条例（平成 22 年大阪広域水道企業団条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<u>第 16 条第 4 項及び第 5 項</u>の規定に基づき、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 条例は、企業団公報に登載して公布するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情で企業団公報に登載することができないときは、企業団の掲示場に掲示してその登載に<u>代える</u>ことができる。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第 3 条 <u>規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び企業長名を記入しなければならない。</u></p> <p><u>2 前条第 2 項の規定は、前項の規則にこれを準用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<u>第 16 条</u>の規定に基づき、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 条例は、企業団公報に登載して公布するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情で企業団公報に登載することができないときは、企業団の掲示場に掲示してその登載に<u>かえる</u>ことができる。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第 3 条 <u>前条の規定は、規則にこれを準用する。</u></p>

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、企業長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入しなければならない。

2 (略)

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第3条の規定は、企業団の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、企業団の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、企業長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入して、企業長印を押さなければならない。

2 (略)

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、企業団の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、企業団の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「企業長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪広域水道企業団公告式条例第3条から第5条までの規定は、この条例の施行の日以後に公布又は公表する規則又は規程について適用する。

第 3 号議案

令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件

令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 15 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

令和 3 年度大阪広域水道企業団水道用水供給事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	178,406,866,381	4,203,498,026	10,324,696,434
議会の議決による処分数額	5,632,626,576	0	△ 5,785,528,550
水道事業統合促進積立金への積立	0	0	△ 152,901,974
資本金への組入	5,632,626,576	0	△ 5,632,626,576
処分後残高	184,039,492,957	4,203,498,026	(繰越利益剰余金) 4,539,167,884

令和 3 年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	22,299,741,191	4,877,058,291	3,595,718,466
議会の議決による処分数額	1,330,702,973	0	△ 1,523,541,714
減債積立金への積立	0	0	△ 192,838,741
資本金への組入	1,330,702,973	0	△ 1,330,702,973
処分後残高	23,630,444,164	4,877,058,291	(繰越利益剰余金) 2,072,176,752

第 4 号議案

令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金 処分の件

令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 15 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	46,494,646,354	658,706,607	4,031,782,249
議会の議決による処分数額	1,383,422,797	0	△ 1,383,422,797
資本金への組入	1,383,422,797	0	△ 1,383,422,797
処分後残高	47,878,069,151	658,706,607	(繰越利益剰余金) 2,648,359,452

第 1 号報告

令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

令和 4 年11月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第 2 号 報 告

令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

令和 4 年 11 月 15 日 提 出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第 3 号 報 告

令和 3 年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 4 年11月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

1 資金不足比率

会 計 名	数 値 (パーセント)	経営健全化基準 (パーセント)
大阪広域水道企業団水道事業会計	—	20
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	—	

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。

2 監査委員の意見

別紙のとおり

第 4 号 報 告

債権放棄報告の件

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第1号）第14条第1項の規定により次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

債権の名称	放棄事由	件数	金額
水道料金及びメーター 使用料	条例第14条第1項第1号 （破産免責）	35件	86,509円
	条例第14条第1項第2号 （時効期間満了）	1,325件	2,149,917円
	条例第14条第1項第5号 （徴収停止後期間経過）	157件	324,080円
水道施設等破損に係る 損害賠償金	条例第14条第1項第5号 （徴収停止後期間経過）	2件	56,254円
合計		1,519件	2,616,760円